

MUFG BK 中国月報

三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部

2022 年 10 月号 (第 200 号)

※ 読みたい記事のタイトルをクリックしてください。

- エグゼクティブ・サマリー
- 特 集
 - ◆ 人民元国際化と CIPS
東京大学 経済学部 教授 露口洋介 1
- 特 集
 - ◆ リモートで行う業務監査～本社主導による経営リスクの洗い出し
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザー事業部 6
- 経 済
 - ◆ 2022 年の中国経済—これまでの振り返りと今後の展望—
公益財団法人 国際通貨研究所 開発経済調査部 10
- 人民元レポート
 - ◆ 人民銀は牽制姿勢を強める
三菱 UFJ 銀行 グローバルマーケットリサーチ 14
- スペシャリストの目
 - ◆ 税務会計：税関による納税違反行為の自主的開示に係る規定の調整
—変更の要点を把握し、政策のメリットを十分に享受する
KPMG 中国 18
 - ◆ 日系企業のための中国法令・政策の動き
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング 国際アドバイザー事業部 23
- 主要経済指標
三菱 UFJ 銀行 トランザクションバンキング部 26
- MUFG 中国ビジネス・ネットワーク

エグゼクティブ・サマリー

特集 人民元国際化と CIPS

中国政府は、2009 年 7 月 1 日にクロスボーダー人民元決済を開始した。中国人民銀行は、その理由として「世界金融危機の影響を受け、(中略)わが国と近隣国家や地域の企業が第三国通貨を使用して貿易決済を行う場合大きな為替リスクに直面した」ことを挙げている。本稿では、クロスボーダー銀行間支払いシステム (CIPS) の取引プロセスや金融制裁との関係等について概説する。

特集 リモートで行う業務監査～本社主導による経営リスクの洗い出し

グローバル化が進む中、世界各地で発生する様々な問題によって企業経営の見通しが立てにくくなっている。また、コロナの影響から、本社・海外子会社間の人の往来が激減し、本社から海外子会社の様子が見えにくいようである。本稿では、海外子会社の現状を把握する方法やリスクの少ない組織体制づくりに向けての対応策など、事例を取り上げながら説明していく。

経済 2022 年の中国経済—これまでの振り返りと今後の展望—

2022 年 1—6 月の実質 GDP 成長率は、前年同期比+2.5%に減速した。年明けから 2 月までは順調な滑り出しに見えたが、2 月のロシアのウクライナ侵攻により、中国は難しい判断を迫られた。中国経済は表面的な安定の中に危うさが潜む状態に見える。共産党大会では、今後 5 年間の新たな指導部が固まる。本稿では、今年上期の中国経済を振り返り、今後の展望を考察していく。

人民元レポート 人民銀は牽制姿勢を強める

中国人民元の対ドル相場は、6.91 台で取引開始。15 日には 7.00 台に下落。人民銀は 28 日から外貨リスク準備金率を引き上げることを決定したが、一段と下落した。しかし、29 日夜に人民銀が国有銀行に対して為替介入の準備を行うよう指示すると、オフショア人民元は 7.11 台まで反発。本稿執筆時点では 7.12 台で推移する。対円相場は 20.1 台での取引開始後、20.2 台で推移する。

スペシャリストの目 税務会計

税関による納税違反行為の自主的開示に係る規定の調整—変更の要点を把握し、政策のメリットを十分に享受する

税関総署は 2022 年 6 月 30 日付で「納税違反行為の自主的開示への対処法に関する公告」(税関総署公告 2022 年第 54 号)を公布した。この公布に伴い、税関総署公告 2019 年第 161 号公告は廃止される。54 号公告は、納税違反行為の自主的開示の適用範囲と対処原則などの規定を再調整したものである。本稿では、54 号公告における内容及び注目すべきポイントを整理していく。

スペシャリストの目 日系企業のための中国法令・政策の動き

今回は、8 月中旬から 9 月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげる。



人民元国際化とCIPS

帝京大学
経済学部
教授 露口洋介

人民元の国際化

中国政府は2009年7月1日に人民元によるクロスボーダー決済を開始した。中国人民銀行（以下、「人民銀行」）は、その理由として当時の公表文に「世界金融危機の影響を受け、（中略）わが国と近隣国家や地域の企業が第三国通貨を使用して貿易決済を行う場合大きな為替リスクに直面した」ことを挙げている。この第三国通貨は明らかに米ドルを指している。米ドルへの過度の依存からの脱却が、人民元の国際化を開始した目的である。さらに、為替リスクだけでなく、ヘルシュタットリスクの抑制や、金融制裁の影響の回避も目的に含まれていると考えられる。

ヘルシュタットリスクとは、例えば、銀行間で人民元と米ドルの売買を行った場合、人民元の決済は北京時間で行われる。だが、米ドルの決済はニューヨーク時間で行われるため、人民元を支払った銀行が米ドルを受け取れるまでには時差があり、その間に米ドルを支払う側の銀行が破綻すると、米ドルを受け取れなくなるリスクがある。1974年当時、西ドイツのヘルシュタット銀行が破綻した際にこのような状況が発生したため、これをヘルシュタットリスクと呼ぶ。中国がアジアの周辺国と米ドルを利用して取引する場合に、このようなリスクが生じる。人民元やアジア域内の相手方通貨を利用すれば時差が縮小し、リスクを回避することができる。また、2006年12月には国連安保理によって資産凍結を含む対イラン経済制裁が発動されている。米ドルの利用を制限する金融制裁についても考慮されていだろう。

当初、クロスボーダー人民元決済は、商品貿易取引の決済に限られていたが、2010年6月には、サービス貿易や所得収支、経常移転収支などの経常取引全体に拡大され、その後、順次、直接投資や証券投資など、資本取引にも範囲が拡大された。

例えば、2011年12月には香港においてRQFII（人民元建て適格海外機関投資家制度）が導入された。これは2002年に導入されたQFII（適格海外機関投資家制度）の人民元版である。QFIIは、海外の機関投資家が外貨を中国に送金し、人民元建て証券に投資する制度である。一方、RQFIIは、海外からの送金を人民元で行うものである。

また、2014年11月には上海証券取引所と香港証券取引所のシステムをリンクさせたことによって、一方の取引所で取引される証券に対し、他方の取引所に参加する証券会社を通じて売買することが可能となった。送金通貨は人民元とされており、これを上海・香港ストックコネクトと呼ぶ。

後述するように、中国の対外取引全体に対する人民元決済の比率は、2021年1～6月に48.2%に達し、2009年7月以前の事実上ゼロの状態から大きく上昇している。また、中国の対外取引については、過度の米ドル依存から脱却し、人民元比率を高めるという人民元国際化の当初の目的も着実に達成されてきている。一方、国際的に幅広く利用されるという意味での人民元の国際化については、国際決済銀行（BIS）の統計によると、2019年の時点で全世界の為替取引高に占める人民元の比率が米ドルやユーロ、円などを大きく下回る第8位にとどまっており、十分に進んでいるとは言えない。

CIPS の導入

クロスボーダー人民元決済の開始時は、クリアリング銀行経由と代理銀行経由の2つの決済経路が存在した。

クリアリング銀行は、当初は香港とマカオに設置され、人民銀行の国内人民元決済システムである CNAPS と直接接続し、クロスボーダー人民元決済のための人民元資金が不足した場合に中国国内の銀行間市場で直接資金を調達することが可能である。また、海外においてクロスボーダー人民元決済を行う参加銀行は、クリアリング銀行に人民元決済口座を保有し、その口座を通じて中国国内の銀行との間で人民元の受払を行うことができる。

代理銀行は、中国国内に所在し、海外の参加銀行が代理銀行に人民元決済口座を保有することによって、中国国内の銀行との間で人民元の受払を行う。

前述の通り、2010年6月に、クロスボーダー人民元決済可能な範囲が經常取引にまで拡大されたが、その後、同年8月には、海外参加銀行などが国内銀行間債券市場の中国国債などの債券に投資することが認められるなど、資本取引にも決済可能な範囲が拡大された。だが、これらの決済はクリアリング銀行経由で行われることとされ、代理銀行経由の決済は貿易取引に範囲が限定された。

また、2010年12月には海外参加銀行がクリアリング銀行との間で人民元を売買できる取引の範囲が3カ月以内に決済される商品貿易取引に限定され、2011年6月には、海外参加銀行が中国国内の銀行との間で人民元を売買できる取引の範囲も3カ月以内の貿易取引に限定された。

2015年10月18日には、人民銀行の認可の下、CIPS (Cross-border Interbank Payment System : クロスボーダー銀行間支払いシステム) の運用が開始された。CIPS は、クロスボーダー人民元決済による貿易取引、直接投資、証券投資、融資、個人送金などについて、集中化、標準化を進めることによって効率的に処理が行われ、クロスボーダー人民元決済をより便利なものとするシステムである。CIPS の稼働によってクロスボーダー人民元決済の経路は、従来のクリアリング銀行経由、代理銀行経由に加えて、CIPS 経由が加わることになった。

人民銀行は、クロスボーダー人民元決済の業務拡大に対応するために、2012年にCIPSの構築作業を開始していたが、2013年7月には前述の貿易取引以外の取引決済をクリアリング銀行経由に限定するという規制を緩和し、クリアリング銀行経由以外でも決済可能とした。さらにCIPS稼働直前の2015年8月には、代理銀行、クリアリング銀行が海外参加銀行との間で売買できる取引の範囲を、従来の3カ月以内に決済される商品貿易取引から、貨物貿易、サービス貿易、直接投資に拡大した。この範囲は、その後、2018年6月にはさらに所得移転などすべての經常収支項目に拡大され、資本取引については直接投資に加えて、認可された証券投資が加えられた。

このように、CIPSの運用開始に先立ち、CIPS経由の決済を便利なものとし、CIPSがより有効に機能する環境が整えられた。

CIPS の取引プロセス

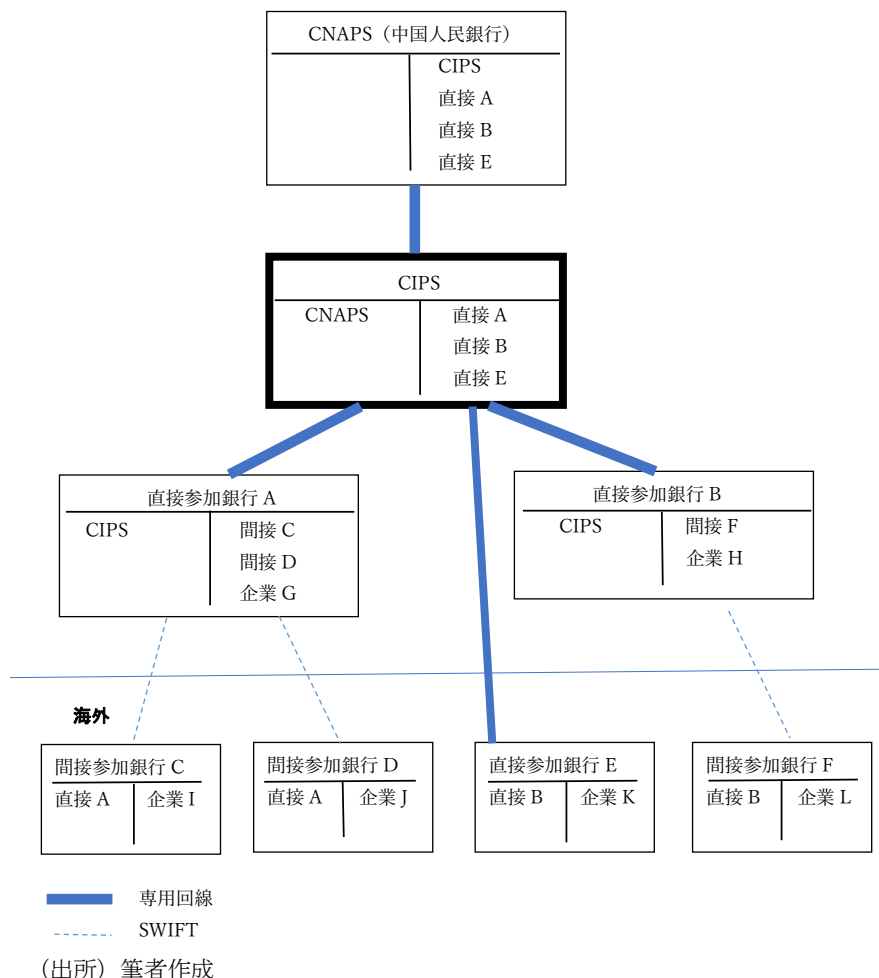
CIPSの参加銀行は、直接参加銀行と間接参加銀行に分けられる。2022年6月時点で直接参加銀行は76行、間接参加銀行は1,265行となっており、日本の銀行もそれぞれに含まれている。

CIPSによるクロスボーダー人民元決済のプロセスは、以下のとおりである(図参照)。

直接参加銀行は、CIPSに直接口座を保有する。国内直接参加銀行は専用回線、海外直接参加銀行は専用回線、あるいはSWIFTを利用してCIPSに情報を送信する。間接参加銀行は、直接参加銀行に人民元決済口座を保有することによって、CIPSを利用したクロスボーダー人民元決済に参加する。海外の間接参加銀行は、SWIFTを使って直接参加銀行との間で情報を伝達する。CIPSと直接参加銀行は、人民銀行の人民元決済システムであるCNAPSに口座を保有している。毎営業日の運用開始時に、直接参加銀行はCNAPSにおいて、当日のクロスボーダー人民元決済の処理に必要と考えられる金額をCIPS口座に振り替える。CIPSはCIPS内のそれぞれの直接参加銀行口座に当該

金額を振り込む。営業時間中には、クロスボーダー人民元決済の処理に伴い、直接参加銀行の口座間で人民元の振り替えが行われる。営業時間終了時には、それぞれの直接参加銀行の口座残高がCIPS内のCNAPS口座に振り替えられ、CNAPS内ではそれぞれの直接参加銀行の口座に残高が振り込まれる。結果として、営業時間終了時点で、CIPS内の各直接参加銀行の口座残高はゼロとなる。

【図 CIPSによる決済プロセス】



例えば、海外の企業 I が中国国内の企業 H に人民元を利用してクロスボーダーの送金を行う場合、海外企業 I は海外間接参加銀行 C に人民元送金を依頼する。銀行 C は中国国内の直接参加銀行 A に SWIFT を使用して情報を伝達し、銀行 C が保有する銀行 A の口座から人民元が引き落とされる。銀行 A は CIPS に対し、A の口座から直接参加銀行 B の口座に振り替えることを依頼する。CIPS 内で資金を受け取った銀行 B はその資金を見合いに企業 H の口座に資金を振り込む。銀行 B が企業 H の口座に振り込んだ金額の見合いに CIPS 内の銀行 B 口座に保有する金額は、営業時間終了時に CNAPS 内の銀行 B の口座に移され、CNAPS における最終的な決済が終了する。

クロスボーダーの取引に係る人民元決済については、1 つ 1 つの取引の決済を CNAPS で行うのではなく、CIPS 内の振り替えで行い、CNAPS においては原則として営業時間の最初と最後に直接参加銀行と CIPS 口座との間で振り替えが行われるのみとなっている。CIPS は CNAPS における最終的な決済の前処理を行っており、これによって CNAPS での決済件数を大きく減少させることができる。さらに、CIPS は、クロスボーダー取引に係る人民元決済を他の人民元決済から分別することによって、より簡便な処理を可能とするという 2 つの機能を持っている。

金融制裁と CIPS

米ドルの取引についてみると、海外の銀行はアメリカ所在の銀行に米ドル決済用の口座を保有している。このような銀行は一般にコルレス銀行、米ドルの決済口座はコルレス口座と呼ばれる。海外における米ドルを利用した取引は、SWIFT によって海外の銀行から米国内のコルレス銀行に情報伝達が行われ、ニューヨーク連邦準備銀行にコルレス銀行が保有するコルレス口座間の振り替えによって最終的に決済される。

特定の国の銀行や企業、個人に対して金融制裁を行い、米ドルを利用した取引を制限する方法としては、以下の2つが挙げられる。

- ・第1に、特定の銀行を SWIFT から排除し、あらゆる通貨について他国の銀行との間の決済情報伝達を困難とすること
- ・第2に、当該通貨発行国内の銀行に対して、特定の海外の銀行や企業、個人などのためにコルレス口座を使用させることを禁ずること

2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻に対する金融制裁も、ロシアの銀行の SWIFT からの排除と、米国内の銀行にあるロシアの銀行のコルレス口座の凍結という2重の措置によって行われた。

中国の CIPS は、人民元決済システムである CNAPS と一体となって運用される前処理のシステムである。従って、取り扱う通貨は人民元に限定される。現状では CIPS は、米ドルやユーロ、円など多様な通貨について、他国の銀行同士の間で情報伝達を行う SWIFT の機能を代替することはできない。

ロシアにおける CIPS の直接参加銀行は、中国工商銀行モスクワ支店である。中国工商銀行は金融制裁の対象ではないので、ロシアの企業が同支店に人民元口座を開設し、中国の企業との間の取引を人民元で決済することは可能である。しかし、現状では、米ドル、ユーロ、円など他の通貨について CIPS が SWIFT に替わって決済情報を伝達することはできない。

CIPS では、海外直接参加銀行との間で専用回線が使用されている場合がある。そのような場合、技術的な修正と運用ルールの変更を行えば、CIPS の専用回線を使って、ロシアの銀行のために米ドルやユーロなどの決済情報を伝達するということが可能かもしれない。しかし、現状ではアメリカに CIPS の直接参加銀行は存在しないので、専用回線を使って決済情報を伝達することはできない。仮に、アメリカ国内に直接参加銀行があり、専用回線で米ドルの決済情報を伝達することができたとしても、アメリカ政府が国内の銀行に対し、ロシアの銀行のコルレス口座を凍結するよう命令すれば、最終的には米ドル決済は行えない。

次に、中国自身が金融制裁の対象となる場合について考えてみよう。米ドルなど他国通貨の利用を制限する金融制裁を回避する最も有効な方法は、対外取引の決済を自国通貨で行うことである。中国政府は中国自身の対外取引に占める人民元建て決済の比率を引き上げるという意味での人民元の国際化を着実に進めてきており、同比率は2020年に46.2%、2021年1~6月期に48.2%に達している。もっとも、經常取引の人民元建て決済比率は2020年に17.2%であり、クロスボーダー人民元決済の大部分は資本取引である。また、人民元決済を地域別で見ると、2020年では香港との決済が全体の46.0%を占めている。すなわち、中国のクロスボーダー人民元決済の主要な部分は、香港経由の資本取引であることが分かる。

中国は香港に対し、RQFII や上海・香港ストックコネクトを導入するなど、香港が海外と中国の間の資本取引の窓口として機能するように様々な施策を行ってきた。資本取引については、香港と海外との間は主に米ドルやユーロなどで送金し、香港において人民元に交換され、中国本土との間の取引は主に CIPS を通じた人民元決済で行われるという形になっている。中国本土に金融制裁が行われた場合、經常取引についても、香港経由の人民元取引を増加させることは可能であろう。従

って、中国に対して金融制裁を行う場合には、香港を含めて制裁を行わなければ有効性が確保できない。しかし、香港はシンガポールと並んでロンドン、ニューヨークに次ぐ世界有数の国際金融センターである。香港を金融制裁の対象に含めるとすれば、世界の金融市場を大きく混乱させる可能性があるという点には、注意が必要である。

人民元国際化の新しい動き

2022年6月29日のロイターは、インドのセメント大手ウルトラテック・セメントがロシアの石炭大手 SUEK から石炭を輸入し、輸入代金1億7265万2900元(約2,581万米ドル)を人民元で決済したと報じた。決済経路の詳細は明らかではないが、インドの HDFC 銀行が香港の HSBC に米ドルで送金し、人民元に交換したうえで、光大銀行上海支店の SUEK の口座に人民元送金を行ったものと見られている。人民元建てなので、CIPS の専用回線で中国に送金することが可能である。中国国内の銀行への送金が行われているので、この送金が経常取引や、中国で認められているその他の取引にあたるという証明(実需証明)が必要である。従って、当該取引については、中国当局の事前の承認があったと考えられる。

今回の取引では、ロシアに対する金融制裁を回避するために、インドとロシアが第三国通貨である人民元で取引の決済を行った。人民元の国際化という観点から見ると、この取引決済は、中国自身の対外取引における人民元決済比率を高めるという意味での国際化ではなく、第三国間において人民元の利用を進め、国際的に幅広く利用される通貨としての人民元の国際化を進展させるものである。今回の取引は、人民元の国際化の新たな契機となる可能性がある。今後の推移を注視したい。

(執筆者連絡先)

帝京大学 経済学部

露口洋介

E-mail: yosuke.tsuyuguchi@main.teikyo-u.ac.jp



リモートで行う業務監査～本社主導による経営リスクの洗い出し

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

国際アドバイザー事業部

部長 三浦康弘

(公認内部監査人、公認不正検査士、公認情報システム監査人)

はじめに

グローバル化が進む中、世界各地で発生する様々な問題によって企業経営の見通しが立てにくくなっています。また、Covid-19（新型コロナウイルス感染症、以下、「コロナ」）の影響から、本社・海外子会社間の人の往来が激減し、以前と比べて本社から海外子会社の様子が見えにくくなっているように感じます。本稿では、見えにくい海外子会社の現状を把握する方法やリスクの少ない組織体制づくりに向けての対応策やアドバイスなど、事例を取り上げながら説明していきます。

本社から見えない海外子会社の問題点

本社の気づかないところで、いつの間にかグローバルベースでの組織体制が脆弱になっていたという話をよく聞きます。例えば、以下のような状況で問題が発生していることがあります。

<海外子会社の問題点>

- ・本社・海外子会社ともに日々の業務に忙殺され、グループ全体の組織体制のメンテナンスまで手が回らない。
- ・海外子会社の問題意識・悩みが本社に共有されず、対応が遅れがちになっている。

組織体制の脆弱化は、グループの持続的な成長に支障を来す可能性があります。また、組織体制の脆弱化が進むと不正などのリスクが高まり、グループ経営の足をすくわれるような事態に発展しかねません。海外子会社に気心が知れたしっかりとした人材がいれば、現地任せでもそうした経営リスクが顕在化する可能性は低いでしょう。しかしながら、トップや経営幹部の世代交代が進んでいくと、これまでのように阿吽の呼吸による本社・海外子会社間の連携は難しくなります。

次世代への負の遺産にしないためにも、本社主導によって脆弱な組織体制をグローバルベースで解消し、潜在的な経営リスクを下げていくことが肝要です。

正確に現状を把握

潜在的な経営リスクが特定されている場合には、早めに関連する専門家と相談をすることが必要です。しかし、まだ漠然とした不安にすぎないという場合には、まずは現地の状況を正確に把握することが出発点となります。

その際に注意したいのが「過去の思い込み」です。コロナが流行してからというもの、世界中が、Before コロナの何倍もの速度で物事が進んでいくようになりました。過去の経験から「〇〇国は△△だよ」というような Before コロナの常識も、もはや With コロナ、After コロナにおいては通用しないのかもしれない。

業務監査では、事前に入手した情報から現地経営リスクに関する仮説を立て、実際の状況を何らかの手段でチェック・確認を行って検証をしていきます。まずは、こうした業務監査的なアプロー

チを使って、状況を把握してみるのはいかがでしょうか。

本社に現地規制・言語等に精通している人材がない、本社・現地子会社間の関係を考慮して第三者を通してチェックを行いたいといった事情がある場合には、本社自らが実施するのではなく、業務監査の専門家を活用することも一案です。

コロナ禍の業務監査における対応策

(1) コロナ禍での業務監査

コロナ禍に入ってから、お客さまから頻繁に聞かれるようになったのが、以下のような質問です。

Q.1 コロナ収束が見えない中で、どのように業務監査を実施すればよいのでしょうか？

コロナは未だ収束したとはいえ、海外渡航に制限がかかる状況下では、かつてのような形で本社管理部門・監査部門等による現場チェックを再開することはできません。内部監査は、三現主義（現場、現物、現実）が基本であり、コロナの流行当初は、現場へ出向かないリモート監査の導入に踏み切れないでいた企業が多かったと思います。しかし、ここにきて、リスク増加の気配を感じ、背に腹はかえられず、リモート監査を試行的に実施しはじめた企業が増加している印象です。そこで、リモート監査のメリットとデメリットを対面の往査（現地に行き行って調べること）と比較し整理してみます。

【表1 対面での往査におけるメリットとデメリットの比較】

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自分の目で直接保管されている現物等を確認できる。 ・ 現場の雰囲気やインタビュー相手の様子、何気ない会話等から気づきを得やすい。 ・ インタビュー相手と実際に対面することで、リモートよりも本音で会話ができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 臨機応変なスケジュールの設定・変更が困難である。 ・ コスト面から派遣できる監査人の人数に制約がある。 ・ 移動時間の負担がある。 ・ 出張旅費等のコストがかかる。

(出所：資料を基に執筆者作成)

【表2 リモート監査におけるメリットとデメリットの比較】

メリット	デメリット
<p>■移動しないメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 効率的に監査を実施することができる。 ・ 監査範囲を広げられる余地がある（実査では時間の制約からチェックができない事項でも、リモートであればある程度の調整が可能）。 ・ 多くの専門性のある監査人を参加させることができる。 ・ 出張旅費がかからない。 <p>■その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 往査時に集中的に現場で収集する資料をリモート監査前後に分散して依頼することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直接の観察を完全にリモートにて代替することが難しい。 ・ エビデンスの入手が難しい場合がある。 ・ PC画面越しで監査対象者と信頼関係を築くことが難しい。 ・ リアルでの対面によるやりとりと比べて、ごまかしのリスクがある。 ・ 本社監査部門向け提出資料作成等、現場での準備の負担が大きくなる。 ・ 通信・PC等のトラブルの可能性がある。

(出所：資料を基に執筆者作成)

(2) 海外子会社における初めてのリモート監査

実際にリモート監査を実施した企業からは、リモートだけで十分（現場訪問は不要）との声も上がっているようです。しかし、上記記載の通りリモート監査は万能ではありません。デメリットを承知した上で、リモートによる監査を活用していきましょう。

海外子会社の監査経験のない企業から、以下のような質問もありました。

Q2. 当社はこれまでに海外子会社に対する業務監査を実施したことがありません。まずは、何からチェックをすればよいのでしょうか？

標準的なチェックシート（自社にて日本国内向けに使用しているもの、専門家が作成した標準的なもの）をそのまま使用するのが手早い方法です。しかし、欲を言えば、自社の事情にあわせた項目や、海外子会社の所在国で特に注意すべき項目をある程度加味したいところです。

所在国関連で何を加味すればよいかわからない場合には、自社グループ会社が所在する国における他社の失敗事例を参考にしてはいかがでしょうか。

取引先等、日頃お付き合いのある企業から情報収集する方法が有効ですが、公開情報（上場企業の適時開示情報等）から、海外で発生した不適切事案の発生原因と対応策を参考にするというアプローチも考えられます。

以下では、過去に中国で発生した事例から、ガバナンス関連の基本的なルールが形骸化した結果、不適切な事案が発生したものを紹介します。

<A 社の事案>

中国子会社社長（総経理）による架空取引が発覚しました。大きな権限を持つ総経理の職務分掌の徹底と何らかの形での牽制・モニタリングの重要性を痛感する事案です。

●発生の原因

- ・中国子会社総経理が営業と管理を行っていたこと、本社管理部門によるモニタリングが十分に実施されていなかったこと等が発生原因として指摘されています。

●対応策

- ・本件では複数の対応策について記載がありますが、そうした対応策を参考に例えば以下のチェック項目追加が考えられます。
 - ①中国子会社取締役会（董事会）を定期的開催し、取締役（董事）及び監査役（監事）による牽制を実施しているか。
 - ②職務分掌の徹底（例：規模に応じた権限分離ができる職制及び組織となっている、子会社総経理単独取引の原則禁止、モニタリング等による確認）を実施しているか。

<B 社の事案>

中国子会社の子会社（日本本社にとっては孫会社）において、中国子会社幹部の近親者への不当支払が発覚しました。

●発生の原因

- ・中国子会社の董事総経理が中国孫会社に自らの指示に従う部下を配置したことが原因の 1 つとして指摘されています。
- ・中国子会社の取締役社長（董事総経理）が孫会社の法定代表者である会長（董事長）を務

め、中国孫会社取締役会（董事会）のメンバー及び監査役（監事）が中国子会社社員である場合、中国子会社董事総経理にとって中国孫会社は何の牽制もなく思い通りに経営できる会社となる可能性があります。

●対応策

- ・本件事案からの学びとして、例えば「中国孫会社がある場合には、中国子会社による中国孫会社に対するガバナンスはどのような状況か」というチェック項目の追加が考えられます。

<C社の事案>

中国の孫会社にて不適切な会計処理が発覚しました。

●発生の原因

- ・本件発生原因の1つとして、「中国ではこうした処理は一般的である」という説明を本社が受け入れたことが指摘されています。
- ・また、本社では中国より会計処理上の問題点が伝えられていたものの、早期に是正できなかった反省から、対応策の1つとして具体的に本社への報告経路の複線化の方策が示されています。

●対応策

- ・本件を参考に、追加チェック項目として、例えば以下が考えられます。

[例：本社海外管理部門に対する追加チェック項目]

- ①本社からの質問に対して中国現地法人から「これは当局規定に即していないが中国では一般的な対応である」との回答を得るケースはないか。
- ②上記①の内容が中国当局規制に関するものである場合、念のため法務専門家に確認しているか。

[例：中国子会社に対する追加チェック項目]

- ③中国子会社から本社への重要事項の報告経路は複線化しているか。
(途中で報告が止まってしまい、本社経営陣まで届かない可能性がないか)

まとめ

これまで現地任せだったところから、いきなり本社による管理に舵を切ると現地の反発等、様々な障害が発生する可能性があります。

最初から本社主導による完璧なガバナンス強化を目指すのではなく、まずは経営リスクを洗い出し、「正確な現状把握」を実施するところから、第一歩を踏み出しましょう。

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: yasuhiko.miura@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>



2022年の中国経済—これまでの振り返りと今後の展望—

公益財団法人 国際通貨研究所
 開発経済調査部
 上席研究員 梅原直樹

1. 厳しい状況に置かれた2022年の中国経済

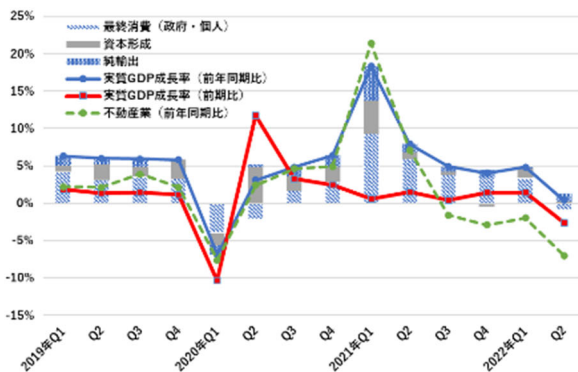
(1) 2022年中盤までの経済状況

今年(2022年)1—6月の実質GDP成長率は、前年同期比+2.5%に減速した。年明けから2月までは前年第4四半期(+4%)の流れを受け、順調な滑り出しに見えた。しかし、2月24日にロシアによるウクライナ侵攻が始まりG7各国が経済制裁に動きだす中、中国は難しい判断を迫られた。北京オリンピック・パラリンピックは予定通り開催されたが、国内では新型コロナウイルス感染症の陽性者が目立ち出し、不穏なムードが漂い始めた。3月、中国最大の国際都市である上海市で感染が拡大し、同月末には全面的に厳しい都市封鎖が始まり、これが2カ月に及んだ。消費低迷、工業生産停止、国内・国際両面での物流停滞が起こり、サプライチェーン寸断の懸念も広がった。

こうした中で四半期の経済成長率を見ると、1—3月は前年同期比+4.8%であったが、上海市の全面的な封鎖が大きく影響した4—6月は+0.4%に急減速した(図表1)。政府は、巨大経済都市の封鎖を横目に5月に財政政策を中心にした経済下支え策を策定し、6月に集中実施した。4—6月はこうした対策の末に何とか0.4%のプラス成長を維持した恰好であり、政府が3月に発表した通年で+5.5%の成長率の目標達成は困難になった。

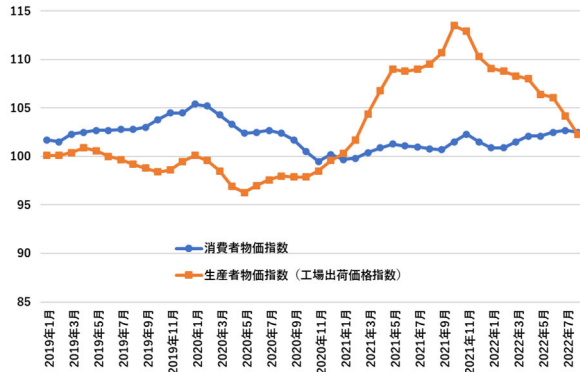
物価に関しては、消費者物価指数は、2022年8月は前年同月比2.5%の上昇で、豚肉や果物など食料品の上昇が目立つ。この半年ほどゆっくりとした上昇傾向にあるが、政府目標の3%以内には収まっている(図表2)。生産者物価指数は2021年10月に13.5%のピークを迎えた後、徐々に落ち着いてきており、2022年8月は2.3%の上昇となった。要因は複合的と見られるが、不動産業の不振が建設業界にまで及んでいる可能性が疑われる。

(図表1) 実質GDP成長率および不動産業



(注) 実質GDP伸び率(前期比)は季節調整済み、年率未換算 (出所) 中国国家统计局

(図表2) 物価指数 (前年同月 = 100)



(出所) 中国国家统计局

(2) 政府の経済下支えは下期も追加実施

上期の政府による経済下支え策は、5月23日の国務院常務会議で「6方面、33項目」の包括的対策として打ち出された。経済失速に直面している危機感が示され、経済対策を速やかに全国に行き渡らせるべく、全国会議も開かれた。「6方面」とは、財政、金融、産業政策、消費と有効な投資、エネルギー、民生の6分野を指し、「33項目」はその中での個別政策となっている。具体的には、税還付や減税拡大、社会保険料の徴収緩和、銀行の貸出強化、地方債の早期発行とインフラ投資の前倒し投入が含まれる。これらが奏功して6月の工業生産などの数値は改善を見た。7月も、引き続き回復の持続が期待されたが、8月半ばに公表された経済データは回復力の弱さを示した。

政府は8月24日の国務院常務会議で、下期の経済対策を打ち出した。これは6月の下支え策とのシナジーを意識したもので、19項目の経済対策として打ち出された。そこでは国家開発銀行を含む政策性銀行による出資や融資が、相応の役割を果たすことが期待されている。政府はこの対策で下期の経済の安定と好転を図っていくことになったが、+5.5%という年初に設定された目標については言及されなかった。これは地方政府が実力に見合わない不合理な対策に打って出て、来年以降に副作用が出てくる事態を排除する意図があると考えられる。

8月22日、中国人民銀行（中央銀行）はローンプライムレートの引き下げを行った。下げ幅は1年物が0.05%、5年物が0.15%で、その結果、それぞれ3.65%、4.3%となった。5年物の下げ幅が1年物より大きく、住宅ローン金利を引き下げる意図が透けて見える。もちろん政府は、不動産を景気刺激の道具にしないとの方針を堅持している。利下げで生じる景気刺激効果が、不動産バブルの再燃につながることは避ける必要がある。だが、他方で、冷え込んでいる足元の不動産市場をテコ入れする必要もあり、それを金融面からも支援することになったと見られる。中央銀行は、微妙な舵取りが求められている中で、最大公約数的な政策選択をしたと考えられる。

2. 不動産市場の問題 —デベロッパー、銀行、地方政府が抱える問題—

(1) 落ち込みが激しい不動産販売市場

中国の不動産市場は2021年下期以降、販売の落ち込みが顕著となっている。販売業者は苦境の淵に立っており、2022年6月に一部で底打ちの声を伝えられたが、回復力は弱く、今後も市況の回復には相応の時間を要すると見られる。

政府統計では、2022年1—7月の商業不動産販売額は前年同期比▲28.8%となった。1—5月は▲31.5%、1—6月は▲28.9%と、6月は累計で2.6%ポイントの改善をもたらす販売の増加があったが、1—7月には0.1%ポイントの悪化となり改善ペースの加速は見られない。

販売が不調の中で、不動産開発も滞り、地方政府の土地使用権譲渡の入札も不調が続く。地方政府は財政面では中央からの交付金に頼るしかないが、それにも限界があるため、財政支出を絞るしかない。この結果、インフラ投資による経済成長の実現が難しくなっていく。こうした我慢の時期がどの程度続くのかが、不動産市場の問題である。

(2) 2022年の焦点としての恒大集団の破綻処理

7月、上海に本拠地を置く大手デベロッパーである世茂集団（シーマオ）が債務不履行を起こした。これは華東地区の不動産購入予定者を様子見に転じさせる要因になりかねず、不動産販売の回復をさらに鈍らす可能性がある。

最大の問題は、2021年12月に実質破綻した恒大集団（エバーグランデ、以下、「恒大」）の処理である。恒大は2022年7月に政府と共同で今後の諸整理案を公表する予定であったが、事実上、先延ばしとなった。同社が販売した物件で、資金繰りの悪化により工事が中断されている物件（中国

語で「爛尾楼 (Lan wei lou)」と呼ばれる) が全国で 300 棟以上あると見られる。その背後には、銀行ローンを組み、頭金を支払った物件購入者が控えている。物件引き渡しが遅れば、現在の家賃を払い続けると同時に、銀行へのローン返済も始まり居住費用の二重払いが生じる。恒大の破綻が、一般庶民の生活を圧迫する構図だ。爛尾楼問題は、恒大が唯一の例ではなく、長年全国で散発的に発生しているが、物件購入者がデモによる抗議を行うと、ことごとく地元警察に鎮圧された。しかし、今般のケースにおいては、江西省景德镇市の物件購入者が、「建設の再開が確約されなければ銀行へのローンの返済を行わない」と集団通告の動きに出て、それが瞬く間に全国に広がった恰好だ。今後、発生しうるローンの不払いによる不良債権が銀行経営に及ぼす直接的影響は限定的と見られるが、政府、デベロッパー、銀行がこの問題の処理を誤れば、不動産市場の正常化が遠のくだけでなく、経済社会の信用が崩れることにつながりかねない。物件引き渡し前のプール金の管理は、本来、立法化を通じて資金流用ができない仕組み作りが必要だった。後知恵となるが、2020年にデベロッパー業界の規制強化を始めるに当たり、当局は消費者保護の観点からの事前準備が不十分であったと言えなくもない。

(3) 中国の不動産業界が抱える構造問題と改革

事の発端は、2020年の夏から2021年にかけて、政府が大手不動産デベロッパーに対して、債務抑制を通じた財務体質の健全化を促す新規制を導入したことだ。また、銀行に対しても不動産向け融資の総量規制を導入した。これらは、不動産バブルの破裂と金融のシステミックリスクを切り離すための措置とされ、実際は債務過剰のまま拡大を追求する不動産デベロッパーの市場退場を迫るものであった。

中国では、社会主義市場経済の下、1990年代から不動産ブームが始まった。不動産の供給は地方政府がコントロールし、不動産価格の高騰を誘い、市場は過熱していった。2000年代、地方政府にとって不動産は、打ち出の小槌のようなものであった。ただ同然で仕入れた農地の用途変更を行い、基本インフラさえ整えれば、国際価格に近い金額で売れる濡れ手で粟のビジネスが横行した。巨大都市における近郊地域の開発、経済開発区、保税區、自由貿易試験区、グレートベイエリアなど、すべてに共通するのは不動産開発による利益追求だ。庶民にとっても、不動産は住むためのものでなく、財産を形成する手段、インフレから価値を守る手段、不労所得を得る手段となっている。その上、政府は国境を越える資金の流れを規制し、一般庶民は国外にお金を持ち出すことが難しい。国内の銀行預金金利は、名目上はプラスでも実質的にはマイナスとなり、定期預金では価値が目減りする。株式市場は党と政府のコントロールが効き、公正な市場とは言えない。結局、「不動産は裏切らない」と、過信することになった。そして、余剰資金は不動産市場に向かい、バブルが形成されていった。

2020年からの規制導入は、中国の不動産市場の構造調整のきっかけになった。習近平国家主席は「新時代」における「共同富裕」の追求をスローガンに掲げるが、それが不動産市場において具体的に何を指すのかは不明だ。不動産のお陰で富裕層化した都市住民の資産を取り上げ、庶民に再分配する「革命的」な手法が含まれる可能性はないと、断言できるのか。今後、中国の経済運営がどのようなものになるのか、よく観察していく必要がある。

3. 党大会とその後を見据えて

中国政府は2022年、新型コロナウイルス感染症の変異株の流行に対して、防疫対策を変更化させる道は模索せず、人命優先を唱え、いわゆるゼロコロナ政策を堅持してきた。しかし、度重なるPCR検査や非人道的隔離に反発の声も高まり、都市封鎖による経済への影響は甚大であった。

中国経済は、表面的な安定の中に危うさが潜む状態に見える。昨年来、不振が続く不動産市場、盛り上がらない消費マインド、米中対立とサプライチェーンの断裂危機、揚子江流域の干ばつによる水不足や停電など、多くの困難が降りかかっている。そうした中で、間もなく5年に1度の共産党大会が開かれ、今後5年間の新たな指導部が固まる。新指導部の経済チームは現下の国内経済にのしかかる様々な困難を乗り越えるため、一丸となり知恵を出していく必要がある。

(執筆者連絡先)

公益財団法人 国際通貨研究所

梅原直樹

〒103-0027 東京都中央区日本橋 2-13-12 日本生命日本橋ビル 8階

E-mail: admin@iima.or.jp

ホームページ: <https://www.iima.or.jp>



人民銀は牽制姿勢を強める

三菱 UFJ 銀行
グローバルマーケットリサーチ
アナリスト 横尾明彦

9月のレビュー

中国人民幣の対ドル相場は、6.91 台で取引開始。月初から、中米金融政策格差の拡大を意識した人民幣安地合いが続いた。15 日には、人民銀が中期貸出ファシリティ (MLF) 金利の据え置きを決定するも、同日夕刻にはオフショア人民幣が心理的な節目である 7.00 台に下落。翌 16 日には (オンショアの) 人民幣も、寄り付きから 7.00 台となった。その後、22 日の FRB による 75bp の利上げ決定を受けてドル高人民幣安の動きが一層強まったことから、人民銀は 28 日から外貨リスク準備金率を引き上げることを決定し、急速な為替変動を抑制する姿勢を示した。しかし、28 日には 2008 年 1 月以来の安値 7.2506 まで一段と下落したことから、人民銀は「企業や金融機関は、毎営業日前に公表される人民幣相場の基準値を遵守すべきである」との声明を出して牽制姿勢を強めた。その後、29 日夜に人民銀が国有銀行に対して為替介入の準備を行うよう指示を出したというヘッドラインが流れると、オフショア人民幣は 7.11 台まで反発、人民幣も翌朝からこれに追随し、本稿執筆時点では 7.12 台で推移する (第 1 図)。

対円相場は 20.1 台での取引開始後、一時 20.9 台まで上昇したものの、14 日に本邦当局が牽制姿勢を強めたことから円高が進んだ。22 日に本邦当局が為替介入を実施したと報じられると、安値 19.8 台まで下落。本稿執筆時点では、20.2 台で推移する (第 2 図)。

第 1 図：人民幣対ドル相場
(日足、9 月 30 日 11 時まで)



(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第 2 図：人民幣対円相場
(日足、9 月 30 日 11 時まで)

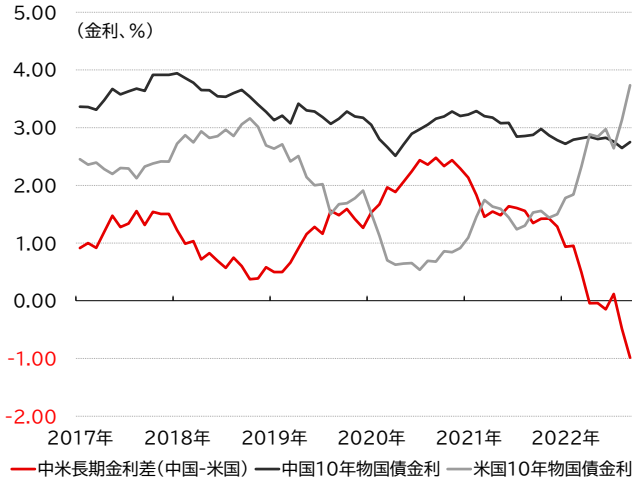


(資料) Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

9月利下げは見送りも、中米金融政策格差は拡大

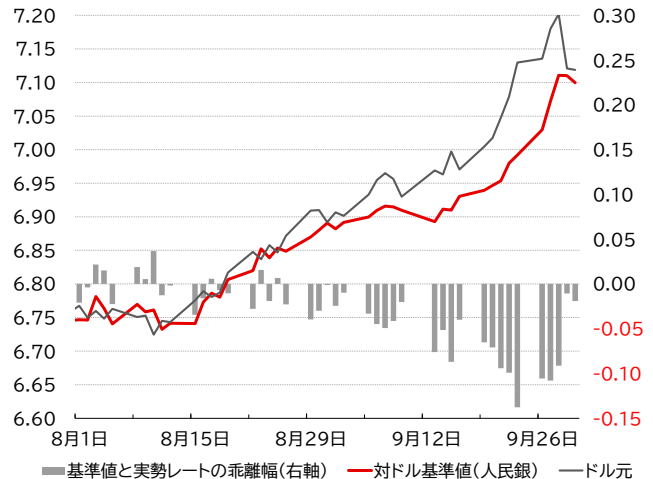
8月には景気下支えを目的に「予想外」の利下げに踏み切っていた人民銀だが、9月は一転、諸政策金利を据え置いた。内外金融政策格差が意識された人民元安が進行するなかで、為替の安定を重視して利下げを回避したと考えられる。しかし、9月のFOMCでは、市場のコンセンサスよりもタカ派な姿勢が示されたため、結局は中米間の金融政策格差が拡大することとなり、長期金利差（中国－米国）のマイナス幅も拡大。対ドルでの急速な人民元安が進むこととなった（第3図）。

第3図：中米長期金利差（9月30日まで）



(資料) Refinitiv より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第4図：人民銀の対ドル基準値設定（9月30日まで）



(資料) 中国人民銀行、Refinitiv より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

ただし、通貨安への牽制は強化

人民銀は、金融緩和を続ける一方で、とりわけ対ドルでの人民元安に対する牽制姿勢を強めている。たとえば、人民銀傘下の中国外貨取引センター（CFETS）が毎営業日公表している対ドル基準値を、市場予想よりも元高方向に設定してきた。また、人民銀は28日に「人民元の中心レートの権威を遵守せよ」との声明を出し、人民元売りを牽制した（第4図、第1表）。

足もとでは、より強力な対応が進められている。人民銀はCFETSの対ドル基準値を算出するための計算モデルに、カウンター・シクリカル・ファクター¹（CCF）と呼ばれる調整要素を再導入した模様だ。計算モデルを調整することで、毎営業日の対ドル基準値が人民元高方向に修正されることが見込まれる。さらに、29日夜にはロイターが、「人民銀が国有銀行に介入準備を指示」と報じている。人民銀は大手国有銀行に対してオフショア人民元の保有状況を点検し、ドル売りの準備を行うよう指示を出したとされる。

¹ カウンター・シクリカル・ファクター（CCF）とは、人民元の基準値を算出するモデルに組み込まれる係数を指す。CCFは前日の為替レートと逆方向に動くように人為的に調整した係数であり、これを算出モデルに加えると基準値の計算結果が均されて過度な変動を抑制できる。当日取引開始前に決定される基準値は、人民銀が市中銀行から報告を受けた前日の為替レートなどをベースに決めているため、たとえば急激な人民元安が進んだ際には翌日以降の基準値も人民元安方向に計算されてしまう。そのため、CCFの導入で基準値を調整することがある。過去には、人民元安が急速に進んだ2017年5月～2018年1月と2018年8月～2020年10月の2回にわたってCCFが導入されていたとみられている。

第1表：人民元相場の安定化に向けた当局の対応 (2022年9月)

中国人民銀行(人民銀)	
・ 毎営業日	対ドルでの人民元基準値を通貨高方向に設定
・ 9月6日	外貨預金準備率を8%→6%に引き下げ (9月15日より実施)
・ 9月26日	外貨リスク準備金率を0%→20%に引き上げ (9月28日より実施)
・ 9月28日	「人民元を中心レートの権威を遵守すべき」との声明を発売
・ 9月29日	貨幣政策委員会を開催。企業や金融機関に「リスク中立」の理念を堅持させ、為替を安定させるとした。また、為替のカウンター・シクリカル調節を強化するとしている
・ 9月29日	ロイターが「人民銀が国有銀行に介入準備を指示」と報道
政府系メディア	
・ 9月16日	国営中国中央テレビ(CCTV)が、国家外為管理局(SAFE)の「企業は投機的な為替取引を行うべきではない」というコメントを報道
・ 9月29日	『証券時報』が、第一面で「中国のファンダメンタルは良好で、人民元の急落は持続しない可能性が高い」との論説を掲載

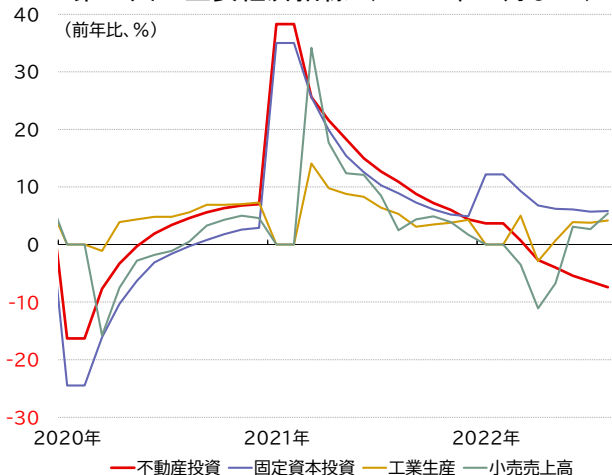
(資料) 各種報道より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

大幅な政策変更は想定せず

もともと、人民銀は通貨下落を理由に金融政策を変更することはないと考えられる。内需の減速を受けて、政府は景気下支えを強化しており、人民銀も歩調を合わせる必要があるからだ。5月以降、減税などの景気対策が実施されたことを受けて、インフラ投資などには回復が見られるが、不動産市況を取り巻く状況は悪化している(第5図)。不動産市況の悪化は幅広い関連業種に打撃を与え、中国政府が最も重視する雇用の安定にも悪影響をもたらしかねない。このような背景から、緩和的な金融政策は維持されるだろう。

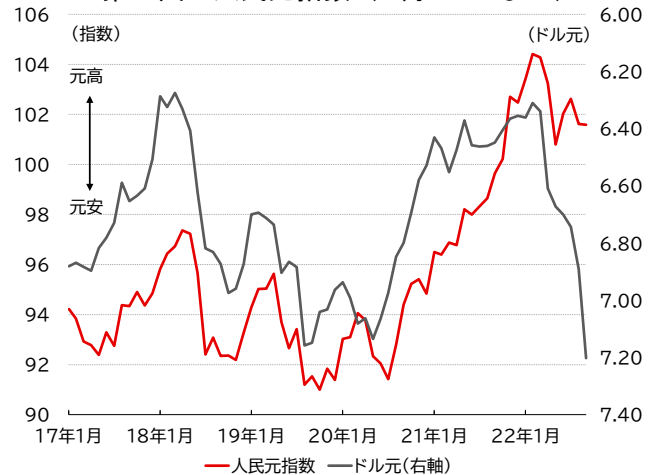
また、CFETS が作成している人民元指数は、足もと101前後で推移しており、人民元そのものは高止まりしているとも言える(第6図)。そうしたなかで、対ドルでの人民元安を容認することは事実上の輸出振興策になり得るとも言える。雇用安定のために一定の景気回復を追求せざるを得ない人民銀が志向する「合理的で均衡がとれた人民元相場」とは目下、緩やかな人民元安を意味すると解釈できる状況だ。人民銀は対ドルでの急激な為替変動は抑制を図ると考えられるが、短期的には一段と人民元安が進む可能性がある。

第5図：主要経済指標 (2022年8月まで)



(資料) 中国国家統計局より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第6図：人民元指数 (9月23日まで)



(資料) CFETS、Refinitiv より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

来月の見通し：党大会開催で、安定が最優先

10月16日に開催される共産党大会では、2027年までの党トップ≡国のトップが選出され、党大会終了後も来年初にかけて党や政府の重要人事が公表されるなど、重要行事が続く。かかるスケジュールのなかで中国政府は、これまで以上に物価や雇用など、社会の安定を最重要視して政策運営を行うだろう。人民銀は、対ドルでの人民元安そのものは許容するにしても、相対的に突出感のないよう、緩やかな下落にとどめる努力は続ける見込みだ。対ドル相場はすでに2008年来の安値圏に入っているが、今しばらくは直近安値の更新を続ける時間帯が続きそうだ。

予想レンジ

	22年10月～12月	23年1月～3月	4月～6月	7月～9月
USD/CNY	6.800～7.250	6.700～7.200	6.500～7.100	6.300～7.000
CNY/JPY	19.0～21.0	18.8～20.8	18.4～20.6	18.0～20.4

予想レンジは四半期中を通じた高値と安値の予想

(2022年9月30日)

(執筆者連絡先)

三菱UFJ銀行 グローバルマーケットリサーチ

アナリスト 横尾明彦

Tel: 050-3842-8809 E-mail: akihiko_yokoo@mufg.jp



**税務会計: 税関による納税違反行為の自主的開示に係る規定の調整
— 変更の要点を把握し、政策のメリットを十分に享受する**

KPMG 中国
日系企業サービス
税務パートナー 李輝 (Lisa Li)

概要

税関総署は 2022 年 6 月 30 日付で「納税違反行為の自主的開示への対処法に関する公告」(税関総署公告 2022 年第 54 号、以下「54 号公告」) を公布した。当該公告の施行期間は 2022 年 7 月 1 日から 2023 年 12 月 31 日までであり、期限がある。54 号公告の公布に伴い、税関総署公告 2019 年第 161 号公告 (以下「161 号公告」) は廃止される。

税関の「自主的開示」制度は、輸出入企業が自己検査を通じて、税関の監督管理規定に違反した行為について自主的に書面をもって税関に報告し、税関が確認した後、法に則りより寛大に処理する管理モデルである。当該制度は、国際的に行われている税関の慣行に沿ったものであり、企業に対して「信義誠実行為に利便を図り、信用喪失行為を懲戒する」という税関の管理理念を法律制度の面において実現するものである。54 号公告は、161 号公告を踏まえた上で、納税違反行為の自主的開示の適用範囲と対処原則などの規定を再調整した。本稿では、関連する内容及び注目すべきポイントを整理してまとめた。

公告内容の比較

54 号公告は、161 号公告に比べて、「中華人民共和国行政処罰法」、「中華人民共和国税関登録登記・届出企業信用管理弁法」など新たに改正された法律法規に基づき、一部の用語を調整した。また、161 号公告より処罰免除の適用基準及び税関認定企業信用状況の記録に列記されない処罰の上限基準を緩和した。自主的開示事項の報告を受ける税関の範囲も拡大した。さらに、同一の納税違反行為に対して重複して自主的開示を適用してはならない規定を新たに追加し、延滞金の減免政策を適用できることを明確にした。

具体的な公告内容の比較は下記の通りである。

【表 161 号公告と 54 号公告の主な変更点】

161号公告	54号公告	主な変更
輸出入企業の自己検査・是正、遵法精神の徹底と自律性の向上を更に推進し、クロスボーダー貿易の利便性を向上させ、ビジネス環境を継続的に改善するために、輸出入企業が、税関が気づく前に税金徴収に影響を与える税関の監督管理規定に違反する行為 (以下「納税違反行為」) を自主的に解消した場合の処理に関する事項を以下の通り公布する。	国務院公布の経済の安定化に向けた一連の政策措置を徹底的に実施し、対外貿易の安定化・品質向上を推進し、経済の安定化と産業チェーン・サプライチェーンの安定化を支援するために、輸出入企業が、税関が気づく前に税金徴収に影響を与える税関の監督管理規定に違反する行為 (以下「納税違反行為」) を自主的に開示し、かつ税関の要求に従い適時に是正した	<ul style="list-style-type: none"> • 公告公布の目的と意義を更新した。 • 従来の「自主的に損害を解消する」を「税関の要求に従い適時に是正した」に調整し、「中華人民共和国行政処罰法」の内容により合致し、かつ条項の統括的な位置付けにまで昇格させた。

161号公告	54号公告	主な変更
	場合の処理に関する事項を以下の通り公布する。	
1. 輸出入企業が納税違反行為を自主的に開示し、下記のいずれかの条件に該当する場合、「中華人民共和国行政処罰法」第27条の規定に従い、行政処罰を免除する。	1. 輸出入企業が納税違反行為を自主的に開示し、下記のいずれかの条件に該当する場合、行政処罰を免除する。	<ul style="list-style-type: none"> • 「中華人民共和国行政処罰法」が改正され、従来の規定が適用できなくなったため、削除した。
(1) 納税違反行為の発生日から起算して3ヶ月以内に税関に自主的に開示し、自主的に損害を解消する場合。	(1) 納税違反行為の発生日から起算して6ヶ月以内に税関に自主的に開示する場合。	<ul style="list-style-type: none"> • 「3ヶ月」→「6ヶ月」 • 「自主的に損害を解消する」を削除した。
(2) 納税違反行為の発生日から起算して3ヶ月後に税関に自主的に開示し、納付税額に占める納付漏れ・過少納付税額の割合が10%以内、又は納付漏れ・過少納付税額が50万人民元以内であり、かつ自主的に損害を解消する場合。	(2) 納税違反行為の発生日から起算して6ヶ月後から1年以内に税関に自主的に開示し、納付税額に占める納付漏れ・過少納付税額の割合が30%以内、又は納付漏れ・過少納付税額が100万人民元以内である場合。	<ul style="list-style-type: none"> • 「3ヶ月後」→「6ヶ月後から1年以内に」 • 「10%以内」→「30%以内」 • 「50万人民元以内」→「100万人民元以内」 • 「かつ自主的に損害を解消する」を削除した。
2. 輸出入企業が税関に自主的に開示する場合、「自主の開示報告表」(添付参照)に記入し、帳簿、証憑などの書類を添付し、元の税金徴収地又は企業所在地の税関に報告しなければならない。	5. 輸出入企業が税関に自主的に開示する場合、「自主の開示報告表」(添付参照)に記入し、帳簿、証憑などの書類を添付し、通関申告地、実際の輸出入地又は登録地の税関に報告しなければならない。	<ul style="list-style-type: none"> • 「元の税金徴収地又は企業所在地の税関」→「通関申告地、実際の輸出入地又は登録地の税関」
3. 輸出入企業が自主的に開示し、税関から警告を受けた、又は50万人民元以内の罰金を科された場合は、税関認定企業信用状況の記録に列記しない。 認証企業が納税違反行為を自主的に開示した場合、税関は調査期間において当該認証企業に対して、関連管理措置を引き続き適用する。	3. 輸出入企業が自主的に開示し、税関から警告を受けた、又は100万人民元以内の罰金を科された場合は、税関認定企業信用状況の記録に列記しない。 高級認証企業が納税違反行為を自主的に開示した場合、税関は調査期間において当該認証企業に対して、関連管理措置を引き続き適用する。	<ul style="list-style-type: none"> • 「50万人民元以内」→「100万人民元以内」 • 「認証企業」→「高級認証企業」、新たに改正された「税関登録登記・届出企業信用管理弁法」により合致する。
本公告は公布日より施行される。	本公告は2022年7月1日から2023年12月31日まで施行され、これに合わせて税関総署公告2019年第161号は廃止される。	<ul style="list-style-type: none"> • 1年半の施行期間を設定した。
	2. 輸出入企業が納税違反行為を自主的に、書面をもって税関に報告し、かつ税関の処分を受け入れ、	<ul style="list-style-type: none"> • 新規追加条項 • 「延滞金の減免に係る事項の明確化に関する公告」(税関総署公

161号公告	54号公告	主な変更
	税関が自主的開示に該当し、行政処罰を科さないと判断した場合、輸出入企業は法に則り税関に延滞金の減免を申請することができる。規定に合致する場合、税関は減免を承認する。	告2015年第27号) 及び「延滞金の減免に係る事項の更なる明確化に関する公告」(税関総署公告2017年第32号) に関連して。
	4. 輸出入企業が、これまで自主的に開示した納税違反行為を再度税関に自主的に開示した場合、本公告の関連規定を適用できないものとする。	・ 新規追加条項

KPMG の所見

1. 今回の改正では、納税違反行為の処理基準を全体的に緩和する傾向にある。

- ・ 納税違反行為に対して、「絶対的に処罰なし」事項の規制基準を更に緩和する。自主的開示の期限を、自己検査を通して納税違反行為を発見した日から起算して3ヶ月から6ヶ月までに緩和し、税金の過少納付の割合と金額をそれぞれ「10%以内、50 万人民币元以内」から「30%以内、100 万人民币元以内」に緩和した。
- ・ 税関認定企業信用状況の記録に列記しない処罰の上限金額を更に緩和する。「警告又は50 万人民币元以内の罰金」から「警告又は100 万人民币元以内の罰金」に緩和した。
- ・ 自主的開示の報告を受ける税関の範囲を更に拡大する。「元の税金徴収地又は企業所在地の税関」から「通関申告地、実際の輸出入地又は登録地の税関」に報告するように調整し、企業は自社の便宜性を考慮して選択することができる。

2. 自主的開示は、企業が自己検査を通して税関規定に違反する行為を発見した場合の第一の対応策と考えられる。

「中華人民共和国行政処罰法」、「中華人民共和国税関査察条例」及びその実施弁法、161 号公告及び54 号公告の立法趣旨を総合的に勘案すると、税関は「自主的開示」制度の整備を通じて、企業の遵法精神の徹底と自律性の向上及び経営のコンプライアンス遵守を促進しようとしている。同時に、規制緩和のシグナルを出すことにより企業が自主的に納税違反行為を報告するよう勧奨し、原則的にこれまで企業が「自己検査・自己申告」を「自ら墓穴を掘る」と捉えていた懸念を払拭した。

KPMG の分析によると、54 号公告で示された「納税違反行為」に関する規制緩和の傾向は、今後、「証明書関連違反行為」、「検査検疫関連違反行為」など様々な分野に広がる可能性があり、「自主的開示」は次第に企業が自己検査を通じて違反行為を発見した後のコンプライアンス対応策の第一選択になると考えられる。

注目ポイントと留意事項

なお、54 号公告は更なる緩和のシグナルを出す一方で、一部の政策の規制強化も行っていることに留意されたい。また、実務においてガイドラインが欠如している部分については、依然として明確にされていない。主に以下の内容が挙げられる。

1. 重複して自主的開示を適用することにより複数回にわたりメリットを享受する可能性を排除した。

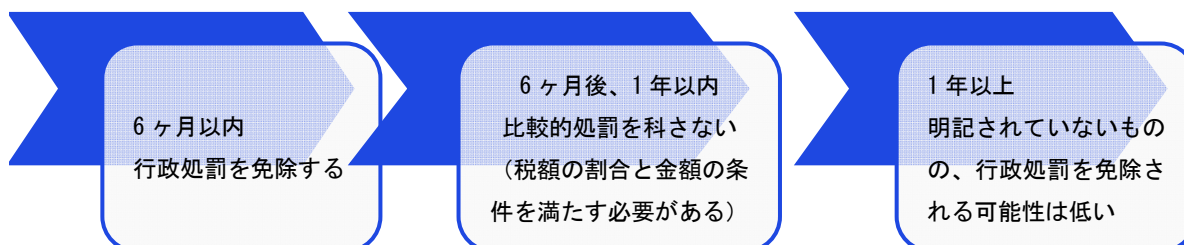
54 号公告では、「同一の納税違反行為に対して重複して税関に自主的開示をした場合、本公告の関連規定を適用できないものとする」という条項を新たに追加した。すなわち、同一種類の納税違反行為に関して、自主的開示政策を適用する機会は 1 回のみである。税関への報告を繰り返した場合、状況に応じて税関査察手続き又は規定違反案件の処分手続きの対象となり、自主的開示による政策のメリットを重複して享受することができない。

2. 税金の過少納付の割合の計算根拠を明確にしていない。

54 号公告では、納付税額に占める納付漏れ・過少納付した税額の割合を更に緩和したものの、税関の実務においては当該割合の計算根拠を明確にしていない。例えば、納付税額について、実務上、自主的開示期間中のすべての貨物に係る納付税額、対応する通関申告書における全対象貨物に係る納付税額、具体的に対象となる輸入商品の納付税額、もしくはその他の金額のいずれで計算すべきかを当該法規では明確にしていない。

3. 実質的に処罰を科さない適用期間の上限を規制した。

54 号公告では、自主的開示後に処罰を科さない適用期間の上限を規制し、すなわち、「納税違反行為の発生日から起算して 6 ヶ月以内に税関に自主的開示した場合」、及び「納税違反行為の発生日から起算して 6 ヶ月後から 1 年以内に税関に自主的開示し」、かつ税金の過少納付の割合と金額に関する要件を満たした場合は、行政処罰を科さないものとしている。上述の規定を総合的に見ると、納税違反行為の発生日から起算して 1 年以内に税関に自主的開示した場合に限り、処罰なしに政策のメリットを享受することができる。一方、発生日から 1 年以上経過した納税違反行為を税関に自主的開示した場合、法規では明記されていないものの、行政処罰を免除される可能性は極めて低い。具体的には下記の通りである。



4. 行政処罰後の延滞金を減免できるかどうかは検討の余地がある。

54 号公告では、税関が自主的開示に該当し、行政処罰を科しないと判断した場合、輸出入企業は法に則り税関に延滞金の減免を申請できると明記している。当該規定は、「延滞金の減免に係る事項の明確化に関する公告」(税関総署公告 2015 年第 27 号) 及び「延滞金の減免に係る事項の更なる明確化に関する公告」(税関総署公告 2017 年第 32 号) に関連しており、延滞金減免手続きの実務ガイドラインとなっている。ただし、54 号公告では「税関が自主的開示に該当し、行政処罰を科しないと判断した場合」は「延滞金の減免を申請することができる」と規定しているが、これに基づいて「延滞金の減免は行政処罰を科さないことを前提とする必要がある」ことを導き出し、更には「行政処罰を受ければ、延滞金の減免を承認しない」と結論付けることができるかどうかは、実務において検討を重ねる余地があることに留意されたい。

5. 公告の施行期間を明記した。

161号公告に比べて、54号公告は1年半の施行期間を設けている。54号公告公布の背景を踏まえて、今回の公告は国务院の経済及びサプライチェーンの安定化に向けた措置などと密接に関わっており、企業に着実に政策メリットを与えようとしている。また、本公告は、自主的開示政策を再び改革・実験する意味合いを持っている。施行期間を終えた後、新たに法律法規を制定するかどうか、また今後の政策規制を強化するか、それとも緩和するかは現時点では判断し難い。

KPMGの提案

税関の自主的開示制度は、中国税関の「法令遵守における錯誤の許容」と「寛猛相濟う（かんもうあいすくう）」という法執行の理念を反映し、輸出入企業に自主的に「損失を食い止め・低減する」貴重な機会を提供している。輸出入企業は、自主的開示政策のメリットを効果的に享受できるよう、関連する政策の変更を適時に把握し、潜在的な納税違反行為を早期に発見するために企業内部のコンプライアンスに係る自己検査を定期的実施されるよう提案する。潜在的なコンプライアンス違反行為を特定した企業は、54号公告の有効期間を十分に活かして、コンプライアンス違反の事実を全面的に整理・確認し、関連する法律法規及び税関の実務上の要件も徹底的に把握して欲しい。また、必要に応じて第三者専門機関による支援を活用されるのであれば、関連状況を適時に・全面的に・正確に、税関へ報告できるよう備えておくことを提案する。

KPMGは、今後も今回公布された税関の自主的開示制度の動向を引き続き注視していきたい。

(執筆者連絡先)

KPMG 中国 日系企業サービス

税務パートナー

李輝 (Lisa Li)

中国北京市東長安街1号東方広場 KPMG 大楼 7F

Tel : +86-10-8508-7638 E-mail: lisa.h.li@kpmg.com



日系企業のための中国法令・政策の動き

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング
 国際アドバイザー事業部
 シニアアドバイザー 池上隆介

今月号では 8 月中旬から 9 月中旬にかけて公布された政策・法令を取りあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

[政策]

【企業支援】	
○「国務院弁公庁のビジネス環境の更なる改善、市場主体の制度性取引コスト低減に関する意見」(国弁発 [2022] 30 号、2022 年 9 月 15 日発布・実施)	
	<p>経済成長が減速する中で、市場主体（特に中小・零細企業と個人事業主）の制度に関わる取引コストの低減についての施策を地方政府と国務院各部門に通知したものの。</p> <p>■その施策は、市場参入コストの低減、政府徴収費用の軽減、行政手続きコストの低減、政府による合法的権利・利益の保護、政策期待の安定化の 5 つの面の合計 23 項目。このうち、具体的な目標が示されている市場参入コストの低減についての施策は以下の通り。</p> <p>① 市場参入ネガティブリスト管理の全面的実施：2022 年 10 月末までに全ての地区・部門で市場アクセス制限の障壁を除去、全国版の越境サービス貿易ネガティブリストを公布。</p> <p>② 工業製品管理制度の整備：企業の工業製品の生産・流通・使用に関わる行政許可と強制性認証について、2022 年 10 月末までに一部の分野で企業自身による検査・認証制度を試行、2022 年末までに生産企業の品質信用評価ルールを制定。</p> <p>③ 行政許可と行政届出の規範化：2022 年末までに国務院関係部門が中央レベルの行政許可事項の実施ルールを制定、省市県レベルの行政許可事項リストと手続きの案内を完成。</p> <p>④ 政府調達と入札の規範化：2022 年 10 月末までに建設工事分野での全過程オンライン処理、入札分野のデジタル証書の地区・プラットフォームを越えての相互認証を推進。</p> <p>⑤ 企業登記の利便化：2022 年 10 月末までに全国統一の企業設立・変更登記のルールと審査基準を制定、外資企業の設立・変更登記のオンライン処理を計画的に推進、2022 年末までに企業の移転での記録ファイル移送ルールを制定。</p> <p>■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 http://www.gov.cn/zhengce/content/2022-09/15/content_5709962.htm</p>
【企業登記】	
○「国家市場監督管理総局弁公庁の営業許可証記載事項の調整に関する通知」(市監注発 [2022] 71 号、2022 年 7 月 25 日発布、同年 9 月 1 日実施)	
	2022 年 3 月 1 日に施行された「市場主体登記管理条例」による登記事項の変更に伴い、各種企業の営業許可証に記載される事項を調整したものの。

■各種企業のうち会社の営業許可証は、営業期限がなくなり、住所の記載位置が変わる。9月1日以降に設立・変更登記で発行される営業許可証、また追加発行される営業許可証は新しい様式となる。但し、既存の営業許可証は、継続使用または更新のいずれも選択可能とされている。

■原文は国家市場監督管理総局の下記サイトをご参照。

https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/djzcj/202209/t20220901_349745.html

[規則]

【医薬品販売】

○「医薬品インターネット販売監督管理弁法」（国家市場監督管理総局令第 58 号、2022 年 8 月 3 日公布、同年 12 月 1 日施行）

2019 年に改正された「医薬品管理法」（2019 年 12 月 1 日施行）の規定に基づいて制定された医薬品のインターネット販売に関する規則。主にインターネット販売企業、プラットフォーム提供企業の条件や行為を規定している。

■医薬品インターネット販売企業の主な条件・義務は、以下の通り。

- 医薬品のインターネット販売従事者は、医薬品販売許可所持者または医薬品経営企業でなければならない。
- 医薬品販売許可所持者である場合、医薬品登録証書を取得した医薬品の販売に限り、医薬品の小売資格を取得していない場合は、個人向けに医薬品を販売してはならない。
- ワクチン、血液製剤、麻薬など国家が特別管理を行っている医薬品については、インターネットで販売してはならない。
- 個人向けに処方薬を販売する場合は、処方箋の出所が真実で信頼できることを保証しなければならない。実名制とする。医薬品小売企業は、電子処方箋の提供者と契約を締結した上で厳格に処方箋の審査と調査を行い、使用済みの電子処方箋にマークを付けて重複使用を避けなければならない。
- 医薬品インターネット販売企業は、医薬品監督管理部門に企業名称、ウェブサイト名、アプリケーション名、IP アドレス、ドメイン名、医薬品生産許可証または医薬品経営許可証等の情報を報告しなければならない。医薬品販売許可所持者または医薬品卸売企業の場合は所在地の省級医薬品監督管理部門に報告し、小売企業の場合は所在地の市・県級医薬品監督管理部門に報告する。

■医薬品販売のプラットフォーム提供企業の主な義務は、以下の通り。

- プラットフォーム提供企業は、所在地の省級医薬品監督管理部門に企業名称、法定代表者、統一社会信用代码、ウェブサイト名、ドメイン名等の情報を届け出なければならない。省級医薬品監督管理部門は届出情報を公示する。
- プラットフォーム提供企業は、利用申請をしたインターネット販売企業の資格、品質安全保証能力等を審査し、登録ファイルを作成し、少なくとも 6 カ月毎に検証、更新しなければならない。
- プラットフォーム提供企業は、医薬品の表示、取引記録、苦情申し立て等の情報を 5 年以上、医薬品の有効期限後 1 年以上保存しなければならない。

<p>■原文は国家市場監督管理総局の下記サイトをご参照。 https://gkml.samr.gov.cn/nsjg/fgs/202209/t20220901_349742.html</p>
<p>【税】</p>
<p>○「製造業中小・零細企業の一部税・費用繰り延べ継続延長の関係事項に関する公告」(国家税務総局・財政部公告 2022 年第 17 号、2022 年 9 月 14 日公布・施行)</p>
<p>製造業の中小・零細企業に対する企業所得税、増値税など 4 種の税と付加税・費用の納付繰り延べ措置の実施期間を延長するもの。2021 年 11 月に 2021 年第 4 四半期分について 3 カ月繰り延べ、2022 年 2 月には 2022 年第 1・第 2 四半期分についても 6 カ月繰り延べたが、今回はその分を更に 4 カ月延長する。</p> <p>■繰り延べの対象となる税・費用は、以前と同様、企業所得税、国内増値税と国内消費税およびこれらに付加される都市維持保護建設税、教育費附加、地方教育附加で、代理控除・納付分、代理徴収・納付分および税務機関に発票の代理発行を申請する際に納付する分を含まない。</p> <p>また、繰り延べが認められる金額範囲は、中型企業（年販売額が 2 千万元以上 4 億元未満）は納付額の 50%、小型・零細企業（年販売額が 2 千万元未満）は納付額の 100%とされている。</p> <p>なお、2021 年 11 月と 2022 年 2 月に繰り延べた税・費用を 2022 年 9 月 1 日から本公告公布（9 月 14 日）までに納付・入庫した場合には、その還付と繰り延べを選択して申請できるとされている。</p> <p>■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5181400/content.html</p>

(執筆者連絡先)

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング

E-mail: r-ikegami@murc.jp ホームページ : <https://www.murc.jp>



主要経済指標

主要経済指標の推移

三菱UFJ銀行
トランザクションバンキング部

項目	単位	2021年				2022年								
		1~3月	1~6月	1~9月	1~12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	
国内総生産(GDP)	前年同期比%	18.3	12.7	9.8	8.1	(1-3月) 4.8			(4-6月) 0.4					
固定資産投資*	前年同期比%	25.6	12.6	7.3	4.9	-	12.2	9.3	6.8	6.2	6.1	5.7	5.8	
第一次産業	前年同期比%	45.9	21.3	14.0	9.1	-	8.8	6.8	5.8	5.8	4.0	2.4	2.3	
第二次産業	前年同期比%	27.8	16.3	12.2	11.3	-	19.6	16.1	12.6	11.0	10.9	10.4	10.4	
第三次産業	前年同期比%	24.1	10.7	5.0	2.1	-	9.5	6.4	4.3	4.1	4.0	3.7	3.9	
工業生産(付加価値ベース)**	前年同月比%	24.5	15.9	11.8	9.6	-	7.5	5.0	▲ 2.9	0.7	3.9	3.8	4.2	
社会消費財小売総額***	前年同月比%	33.9	23.0	16.4	12.5	-	6.7	▲ 3.5	▲ 11.1	▲ 6.7	3.1	2.7	5.4	
消費者物価上昇率(CPI)	前年同月比%	0.0	0.5	0.6	0.9	0.9	0.9	1.5	2.1	2.1	2.5	2.7	2.5	
工業生産者出荷価格(PPI)	前年同月比%	2.1	6.7	5.1	8.1	9.1	8.8	8.3	8.0	6.4	6.1	4.2	2.3	
輸出***	億ドル	7,099.8	15,183.6	24,008.2	33,639.4	-	5,447.0	2,760.8	2,736.2	3,082.4	3,312.6	3,329.6	3,149.2	
	前年同月比%	49.0	38.6	33.0	29.9	-	16.3	14.7	3.9	16.9	17.9	18.0	7.1	
輸入***	億ドル	5,936.2	12,668.4	19,732.9	26,875.3	-	4,287.5	2,287.0	2,225.0	2,294.4	2,333.2	2,317.0	2,355.3	
	前年同月比%	28.0	36.0	32.6	30.1	-	15.5	▲ 0.1	0.0	4.1	1.0	2.3	0.3	
貿易収支***	億ドル	1,163.5	2,515.2	4,275.4	6,764.3	-	1,159.6	473.8	511.2	787.5	979.4	1,012.7	793.9	
対内直接投資(実行ベース)(注)	億ドル	448.6	909.6	1,292.6	1,734.8	158.4	220.2	212.3	153.8	133.0	230.2	116.1	143.6	
	前年同月比%	43.8	33.9	25.2	20.2	17.6	74.8	13.0	8.5	6.1	18.8	18.7	10.2	
外貨準備高	億ドル	31,700	32,140	32,006	32,502	32,216	32,138	31,880	31,197	31,278	30,713	31,041	30,549	
都市部調査失業率	%	5.4	5.2	5.2	5.1	5.3	5.5	5.8	6.1	5.9	5.5	5.4	5.3	
国内自動車販売台数	万台	648.4	1,289.1	1,862.3	2,627.5	253.1	173.7	223.4	118.1	186.2	250.2	242.0	238.3	
	前年同月比%	75.6	25.6	8.7	3.8	0.9	18.7	▲ 11.7	▲ 47.6	▲ 12.6	23.8	29.7	32.1	
購買担当者指数(PMI)	製造業	-	-	-	-	50.1	50.2	49.5	47.4	49.6	50.2	49.0	49.4	
	非製造業	-	-	-	-	51.1	51.6	48.4	41.9	47.8	54.7	53.8	52.6	

* : 年初からの累計ベース。

** : 2月 は 1-2月の累計ベース。独立会計の国有企業と年間販売額 2,000 万元以上の非国有企業を対象。

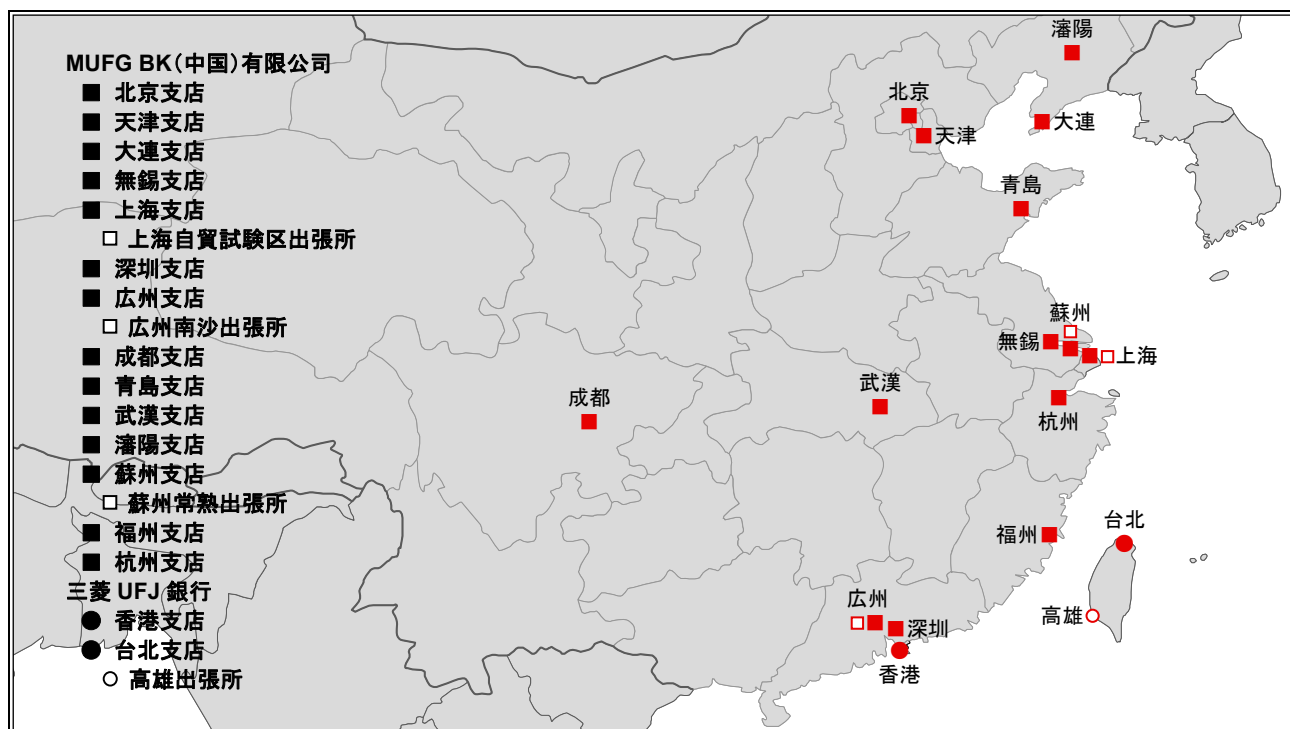
*** : 2月 は 1-2月の累計ベース。

(注) 銀行、証券、保険といった金融業のデータを含まない。

(出所) 国家統計局等の公表データを基に三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部作成。



MUFG中国ビジネス・ネットワーク



MUFGバンク(中国)有限公司

拠 点	住 所	電 話
北京支店	北京市朝陽区東三環北路5号 北京發展大廈2階	86-10-6590-8888
天津支店	天津市南京路75号 天津国際大廈21階	86-22-2311-0088
大連支店	大連市西崗区中山路147号 森茂大廈11階	86-411-8360-6000
無錫支店	無錫市梁溪区人民中路139号無錫恒隆広場オフィス2座33層 3301-3308ユニット	86-510-8521-1818
上海支店 上海自貿試験区出張所	上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階 上海市浦東新区海陽西路399号前灘時代広場16階	86-21-6888-1666 86-21-6888-1666
深圳支店	深圳市前海深港現代サービス業協力区7-01 前海嘉里商務中心T2 18階	86-755-8256-0808
広州支店 広州南沙出張所	広州市珠江新城華夏路8号 合景国際金融広場24階 広州市南沙区港前大道南162号広州南沙香港中華総商会大廈 805、806号	86-20-8550-6688 86-20-3909-9088
成都支店	成都市錦江区順城大街8号 中環広場2座18階	86-28-8671-7666
青島支店	青島市市南区香港中路61号乙 遠洋大廈20階	86-532-8092-9888
武漢支店	湖北省武漢市江岸区中山大道1628号 企業中心5号2008室	86-27-8220-0888
瀋陽支店	遼寧省瀋陽市和平区青年大街286号 華潤大廈20階2002室	86-24-8398-7888
蘇州支店 蘇州常熟出張所	江蘇省蘇州市蘇州工業園区蘇州大道東289号広融大廈15階 江蘇省常熟市常熟高新技术産業開発区東南大道333号科創大廈12階C区、D区	86-512-3333-3030 86-512-5151-3030
福州支店	福建省福州市台江区江濱中大道363号 華班大廈5階01、02、03、10、11、12号	86-591-3810-3777
杭州支店	浙江省杭州市下城区延安路385号杭州嘉里中心2幢10階1002、1003、1004号	86-571-8792-8080

三菱UFJ銀行

香港支店	8F AIA Central, 1 Connaught Road, Central, Hong Kong	852-2823-6666
台北支店 高雄出張所	台湾台北市民生東路3段109号 聯邦企業大樓8階・9階 台湾高雄市前鎮区成功二路88号4階	886-2-2514-0598 886-7-332-1881

【本邦におけるご照会先】

トランザクションバンキング部

東京：050-3612-0891（代表） 大阪：06-6206-8434（代表） 名古屋：052-211-0650（代表）

発行：三菱UFJ銀行 トランザクションバンキング部

編集：三菱UFJリサーチ&コンサルティング 国際情報営業部

2022年10月13日発行

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。